

第3章 計画事業

● 計画事業体系

大事業	中事業	小事業	活動
※：今期計画から掲載又は制度改正に伴い、事業内容に新たな取組みなどが加わったもの			
地域包括ケア推進事業			
	地域包括ケア体制の整備		
		日常生活圏域の設定	
		地域ケア会議の開催	
		地域包括支援センターの拡充	
		総合相談	
		権利擁護	
		包括的継続的ケアマネジメント	
		介護予防ケアマネジメント	
		基幹型地域包括支援センターの創設に伴う事業者への指導体制の整備	※
		基幹型地域包括支援センターの設置	
		地域包括ケアシステム構築に向けたケアプラン作成（自立促進）	
	地域包括ケアを支える組織の拡充		
		地域の代表者との連携	
		民生委員・児童委員との連携	
		社会福祉協議会との連携	
		高齢者支援連絡会との連携	
		高齢者虐待防止ネットワークの構築	
		市民後見協力員の養成	
		高齢者の生活を支える市民活動への支援	
	在宅医療と介護の連携強化		
		地域の医療・介護サービス資源の把握	
		在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議	
		在宅医療・介護連携に関する相談の受付（連携支援センターの運営）など	※
		在宅医療・介護サービスなどの情報の共有支援	
		在宅医療・介護関係者の研修	
		24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築	※
		地域住民への普及・啓発	※
		医療機関との連携	※
		在宅医療・介護サービスなどの事業者ネットワークの促進	※
		看取り体制の整備	
	推進・運営体制の整備		
		関連機関・体制における類似、重複組織・機能の見直し	※
		庁内組織・機構の改編	※
	関連計画との連携		
		松戸市地域福祉計画（第2次）との連携	
		松戸市地域福祉活動計画（第4次・社会福祉協議会）との連携	
		松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）との連携	
		松戸市障害者計画（第2次）・松戸市障害福祉計画（第4期）との連携	
		松戸市食育増進計画（第2次）との連携	
生きがいづくり事業			
	生涯学習活動の推進		
		学習機会の充実	
		千葉県生涯大学校	
		生涯学習推進課主催講座	
	社会参加の促進		
		生きがい就労の支援	
		はつらつクラブ（老人クラブ）	
		シニア交流センター	
		老人福祉センター	
		子育て応援団	※
		ボランティア活動	
	就労機会の確保		
		就労・雇用の支援	
		シルバー人材センター	
		高齢者無料職業紹介所及び松戸地域職業訓練センター	
	介護保険施設など利用者への支援		
		生きがいづくり支援の研究・検討	

健康づくり・予防事業	
健康増進事業の充実（「健康松戸21Ⅲ」の推進）	健康増進啓発事業の推進
	健康コンテスト
	高齢者の食生活講座
	はり・灸・あん摩など施術費助成
	健康増進人材育成事業の推進
	健康推進員
	食生活改善推進員
	ヘルスポランテア
	地域のつどい
	食育ポランテア
	市民健康相談事業の推進
	市民健康相談室
	保健福祉センター
	家庭訪問事業の推進
	訪問指導
	自殺対策事業の推進
	普及・啓発事業
	市民向け講演会
	啓発グッズ
	ゲートキーパー養成講座
	※
	生活習慣病予防事業の推進
	生活習慣病予防の実践指導
	パートナー講座
	検診及び説明会における健康教育
	個別健康教育（禁煙）
	依頼による健康教育
	健康手帳
	歯の健康チェック
	感染症予防事業の推進
	予防接種
	インフルエンザ予防接種
	肺炎球菌ワクチン予防接種
	※
	肝炎ウィルス検査
	結核検診
	疾病の早期発見・早期治療
	健康診査
	骨粗しょう症検診
	成人歯科健康診査
	特定健康診査（40歳～74歳）
	後期高齢者の健康診査（75歳以上）
	特定保健指導
	各種がん検診
	受診勧奨事業の充実
	受診勧奨通知
	※
	健康診査・検診一部負担金免除
	※
	介護予防の推進
	介護予防・日常生活支援総合事業への対応
	一般介護予防事業
	※
	介護予防事業対象者把握
	介護予防普及・啓発
	地域介護予防活動支援
	一般介護予防事業評価
	地域リハビリテーション活動支援
	日常生活支援総合事業における生活支援体制の整備
	協議体
※	
生活支援コーディネーター	
※	
介護保険制度改正	
周知の徹底	
※	
要介護認定にかかる有効期間の見直し	
※	
介護予防事業対象者支援事業	
現行の介護予防給付相当サービス	
※	
多様なサービス	
※	
緩和した基準によるサービス（通所型・訪問型）	
住民主体による支援（通所型・訪問型）	
短期集中介護予防サービス（通所型・訪問型）	
運動器の機能向上教室	
栄養改善教室	
口腔機能向上教室	
認知機能向上教室	
その他のサービス	
介護予防ケアマネジメント	
介護支援ボランティア制度の推進	

介護・福祉サービス事業		
介護・福祉サービス事業	高齢者向け福祉事業の充実	
	高齢者向け福祉事業（任意事業、一般財源事業）の精査	日常生活支援サービス 配食サービス 軽度生活援助 ホームヘルパー派遣 移送サービス 高齢者住宅安心確保
	高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者などへの支援	
		高齢者の見守り体制の整備
		孤独死対策の推進
	認知症対策の推進	
		認知症予防教室の開催
		認知症サポーター養成講座の開催
		認知症高齢者などの見守り活動の支援
		徘徊高齢者の探索サービスへの助成
		認知症研究会での検討
		認知症対応型サービスの整備
		認知症情報の普及・啓発
		認知症ケアパスの作成 ※
		認知症初期集中支援チームの設置 ※
		認知症地域支援推進員の養成・配置 ※
	介護する家族等への支援	
		介護者のつどいへの支援
		介護用品（紙おむつなど）の支給
		家族介護慰労金の支給
	高齢者の権利擁護の推進	
		高齢者虐待防止に関する普及・啓発
		成年後見制度の利用促進
相談窓口の充実		
	高齢者を対象とする相談窓口の充実 ※	
	相談機関の連携強化	
居住環境整備事業		
居住環境整備事業	高齢者の住まいの確保	
		公的高齢者住宅の供給
		多様な住まいの確保
		低所得高齢者への対策 ※
	住宅環境の整備	
		高齢者の住宅改修への支援
	福祉用具・住宅改修への支援	
防災・防犯・交通安全事業		
防災・防犯・交通安全事業	防災対策の推進	
		災害時要援護者などの避難支援
		家具転倒防止器具などの設置支援
	防犯対策の推進	
		松戸市警防ネットワークの推進
		まつど安全・安心シルバーネットワークの支援
		自主防犯活動への支援
		防犯活動用品の貸出し
		防犯街頭ネットワークカメラの設置促進
	交通安全教育の推進	
		交通安全意識の啓発
		シルバーリーダーの養成・指導
	高齢者にやさしいまちづくり推進事業	
高齢者にやさしいまちづくり推進事業	人にやさしい安心して暮らせるまちづくりの推進	
		人にやさしい公共施設整備指針に基づくバリアフリー化
		交通バリアフリー基本構想に基づく拠点整備
		公共交通機関のバリアフリー化
		福祉有償運送の実施
		人にやさしいまちづくりの啓発

介護保険事業								
介護保険事業	介護保険サービスの充実							
	<table border="1"> <tr> <td>居宅サービスの整備</td> </tr> <tr> <td>施設・居宅系サービスの整備</td> </tr> <tr> <td>介護事業主体及び介護事業者の確保・養成 ※</td> </tr> </table>	居宅サービスの整備	施設・居宅系サービスの整備	介護事業主体及び介護事業者の確保・養成 ※				
	居宅サービスの整備							
	施設・居宅系サービスの整備							
	介護事業主体及び介護事業者の確保・養成 ※							
	サービスの質の確保及び向上							
	<table border="1"> <tr> <td>介護給付の適正化 ※</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>要介護認定の適正化</td> </tr> <tr> <td>ケアプラン点検</td> </tr> <tr> <td>住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査</td> </tr> <tr> <td>医療情報との突合・縦覧点検</td> </tr> <tr> <td>介護給付費通知</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	介護給付の適正化 ※	<table border="1"> <tr> <td>要介護認定の適正化</td> </tr> <tr> <td>ケアプラン点検</td> </tr> <tr> <td>住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査</td> </tr> <tr> <td>医療情報との突合・縦覧点検</td> </tr> <tr> <td>介護給付費通知</td> </tr> </table>	要介護認定の適正化	ケアプラン点検	住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査	医療情報との突合・縦覧点検	介護給付費通知
	介護給付の適正化 ※							
	<table border="1"> <tr> <td>要介護認定の適正化</td> </tr> <tr> <td>ケアプラン点検</td> </tr> <tr> <td>住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査</td> </tr> <tr> <td>医療情報との突合・縦覧点検</td> </tr> <tr> <td>介護給付費通知</td> </tr> </table>	要介護認定の適正化	ケアプラン点検	住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査	医療情報との突合・縦覧点検	介護給付費通知		
	要介護認定の適正化							
	ケアプラン点検							
	住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査							
	医療情報との突合・縦覧点検							
	介護給付費通知							
	研修会の充実							
	<table border="1"> <tr> <td>居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）対象研修会</td> </tr> <tr> <td>サービス提供事業者対象研修会</td> </tr> <tr> <td>自主的研修会</td> </tr> </table>	居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）対象研修会	サービス提供事業者対象研修会	自主的研修会				
	居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）対象研修会							
	サービス提供事業者対象研修会							
	自主的研修会							
	事業者の監督、指導及び指定							
	<table border="1"> <tr> <td>集団指導</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>実地指導</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>運営指導</td> </tr> <tr> <td>介護報酬請求指導</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	集団指導	<table border="1"> <tr> <td>実地指導</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>運営指導</td> </tr> <tr> <td>介護報酬請求指導</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	実地指導	<table border="1"> <tr> <td>運営指導</td> </tr> <tr> <td>介護報酬請求指導</td> </tr> </table>	運営指導	介護報酬請求指導	
	集団指導							
	<table border="1"> <tr> <td>実地指導</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>運営指導</td> </tr> <tr> <td>介護報酬請求指導</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	実地指導	<table border="1"> <tr> <td>運営指導</td> </tr> <tr> <td>介護報酬請求指導</td> </tr> </table>	運営指導	介護報酬請求指導			
	実地指導							
	<table border="1"> <tr> <td>運営指導</td> </tr> <tr> <td>介護報酬請求指導</td> </tr> </table>	運営指導	介護報酬請求指導					
	運営指導							
	介護報酬請求指導							
県との連携								
苦情への対応								
介護相談員の派遣								
市民に対する介護保険制度の周知・啓発								
費用負担の公平化								
<table border="1"> <tr> <td>保険料収納率の向上</td> </tr> <tr> <td>介護保険料の減免</td> </tr> <tr> <td>サービス利用料の軽減</td> </tr> <tr> <td>サービス利用負担の公平化</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ</td> </tr> <tr> <td>低所得の施設利用者の食費、居住費補てん「補足給付」追加要件</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	保険料収納率の向上	介護保険料の減免	サービス利用料の軽減	サービス利用負担の公平化	<table border="1"> <tr> <td>一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ</td> </tr> <tr> <td>低所得の施設利用者の食費、居住費補てん「補足給付」追加要件</td> </tr> </table>	一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ	低所得の施設利用者の食費、居住費補てん「補足給付」追加要件	
保険料収納率の向上								
介護保険料の減免								
サービス利用料の軽減								
サービス利用負担の公平化								
<table border="1"> <tr> <td>一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ</td> </tr> <tr> <td>低所得の施設利用者の食費、居住費補てん「補足給付」追加要件</td> </tr> </table>	一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ	低所得の施設利用者の食費、居住費補てん「補足給付」追加要件						
一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ								
低所得の施設利用者の食費、居住費補てん「補足給付」追加要件								
施設整備事業								
<table border="1"> <tr> <td>介護保険関連施設などの整備</td> </tr> <tr> <td>施設サービス関連施設の整備</td> </tr> <tr> <td>地域密着型サービスの整備</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム・ケアハウスの整備</td> </tr> </table>	介護保険関連施設などの整備	施設サービス関連施設の整備	地域密着型サービスの整備	養護老人ホーム・ケアハウスの整備				
介護保険関連施設などの整備								
施設サービス関連施設の整備								
地域密着型サービスの整備								
養護老人ホーム・ケアハウスの整備								
情報整備事業								
<table border="1"> <tr> <td>情報提供の拡充</td> </tr> </table>	情報提供の拡充							
情報提供の拡充								
計画の評価・推進事業								
<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>付属機関による推進・評価</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>高齢者保健福祉推進会議の運営</td> </tr> <tr> <td>介護保険運営協議会による評価</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>付属機関による推進・評価</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>高齢者保健福祉推進会議の運営</td> </tr> <tr> <td>介護保険運営協議会による評価</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	付属機関による推進・評価	<table border="1"> <tr> <td>高齢者保健福祉推進会議の運営</td> </tr> <tr> <td>介護保険運営協議会による評価</td> </tr> </table>	高齢者保健福祉推進会議の運営	介護保険運営協議会による評価			
<table border="1"> <tr> <td>付属機関による推進・評価</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>高齢者保健福祉推進会議の運営</td> </tr> <tr> <td>介護保険運営協議会による評価</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	付属機関による推進・評価	<table border="1"> <tr> <td>高齢者保健福祉推進会議の運営</td> </tr> <tr> <td>介護保険運営協議会による評価</td> </tr> </table>	高齢者保健福祉推進会議の運営	介護保険運営協議会による評価				
付属機関による推進・評価								
<table border="1"> <tr> <td>高齢者保健福祉推進会議の運営</td> </tr> <tr> <td>介護保険運営協議会による評価</td> </tr> </table>	高齢者保健福祉推進会議の運営	介護保険運営協議会による評価						
高齢者保健福祉推進会議の運営								
介護保険運営協議会による評価								

介護保険制度改正に伴う事業実施期限

期限設定事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
介護保険制度の改正	国指針	4/1施行			
	市計画	4/1施行			
一定所得以上自己負担2割の設定	◎ 国指針	8/1実施			
	市計画	8/1実施			
第1号被保険者保険料の多段階化・軽減の拡充	◎ 国指針	4/1実施			
	市計画	4/1実施			
特定入所者介護（特別養護老人ホーム補足給付要件など）サービス費の見直し	◎ 国指針	8/1実施（預貯金、配偶者所得）	8/1実施（非課税年金）		
	市計画	8/1実施			
特別養護老人ホーム例外基準（要介護1・2）の設定	◎ 国指針	4/1実施			
	市計画	4/1実施			
高額介護サービス費の見直し	◎ 国指針	8/1実施			
	市計画	8/1実施			
住所地特例の見直し	◎ 国指針	4/1実施			
	市計画	4/1実施			
介護予防・日常生活支援総合事業の実施	○ 国指針	4/1実施	▶ 3/31猶予期限		
	市計画	4/1実施			
介護予防給付から地域支援事業へ訪問介護・通所介護サービスの移行	○ 国指針	4/1実施	▶ 3/31猶予期限		
介護予防訪問介護・通所介護サービス事業者のみなし指定	-	4/1みなし実施			
介護予防訪問介護・通所介護サービス事業者の新規指定	○ 市計画	4/1開始			
リハビリ、栄養、口腔ケアなど専門職関与教室（通所・訪問型C）の実施	-	段階的に実施			
一般介護予防事業の実施	○ 国指針	4/1実施	▶ 3/31猶予期限		
介護予防把握事業の実施	○	段階的に実施			
介護予防普及啓発事業の実施	○	段階的に実施			
地域介護予防活動支援事業の実施	○ 市計画	段階的に実施			
一般介護予防事業評価事業の実施	○	評価ツール見直し後、実施			
地域リハビリテーション活動支援事業の実施	○	関係機関と実施に向け協議			
介護予防手帳の活用	- 国指針	4/1活用			
	市計画	手帳内容の検討			
介護認定の有効期間の延長	◎ 国指針	総合事業実施後の認定から			
	市計画	総合事業実施後の認定から			
介護支援専門員資質向上事業（ケアマネジャー研修）の実施	◎ 国指針		4/1実施		
	市計画		4/1実施		
協議体の設置	◎ 国指針	市域（第1層）設置		圏域（第2層）拡充	
	市計画	市域（第1層）設置		圏域（第2層）拡充	
生活支援コーディネーターの配置	◎ 国指針	国県主催養成			
	市計画	発掘、推薦、選任など	研修派遣	配置	
地域ケア会議の開催	◎ 国指針	4/1開催（努力義務）			
	市計画	随時開催（H26～継続）			
在宅医療・介護連携の推進	○ 国指針	4/1実施	▶ 3/31猶予期限		
地域の医療・介護サービス資源の把握	○	実施			
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議	○	実施			
在宅医療・介護連携に関する相談の受付（連携支援センターの運営）など	○	モデル事業（H26～継続）	モデル事業評価	センター（相談窓口）実施	
在宅医療・介護サービスなどの情報の共有支援	○	実施			
在宅医療・介護関係者の研修	○ 市計画	実施		センター（相談窓口）主催	
24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築	○	関係機関協議		実施	
地域住民への普及・啓発	○	連携マップ準備		協議体などによる精査	
在宅医療・介護サービスなどの事業者ネットワークの促進（二次医療圏）	○	モデル事業評価		実施	
認知症ケアパスの作成	◎ 国指針	今期計画へ反映			
	市計画	作成			
認知症初期集中支援チームの設置	○ 国指針	順次実施	▶ 3/31猶予期限		
	市計画	実施、設置委員会で拡充検討			
認知症チーム構成員の確保	○ 国指針	国県主催サポート医養成	基準充足人員確保		
	市計画	配置、国県主催研修等で増員			
認知症地域支援推進員の配置	○ 国指針	国県主催養成			
	市計画	配置、国県主催研修等で増員			
認知症本人及びその家族などへの支援	- 国指針	推進（H25～）			
	市計画	認知症カフェの設置など検討	実施		
基本チェックリスト（高齢者全数調査）の廃止	◎ 国指針	4/1廃止			
	市計画	4/1廃止			
小規模通所介護の地域密着型通所介護への移行	○ 国指針		4/1移行	▶ 3/31猶予期限	
	市計画		4/1移行		
居宅介護支援事業所の指定権限の委譲	◎ 国指針				4/1委譲
	市計画				4/1委譲

◎：実施が必須の事業

○：必須だが猶予期間が設けられている事業

-：地域の実情に応じた実施裁量が市に認められている事業

第1節 地域包括ケア推進事業

行政をはじめとする関係機関、団体や事業者などの保健、医療及び福祉関係部門との連携、ネットワークを強化し、地域包括ケア体制の総合的な推進体制の確立を図ります。

また、地域包括支援センターを中核として、保健、医療、福祉及び介護の関係機関との有機的なネットワークの構築を図ります。

さらに、市民による地域福祉活動とも連携を強化し、きめ細かな地域包括ケア体制の確立を目指します。

松戸市地域包括支援センター 担当地域図



1. 地域包括ケア体制の整備

地域包括ケアとは、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を活用しながら、医療、介護、予防、住まい及び生活支援を一体的かつ柔軟に組み合わせ、包括的、継続的に支援していく仕組みをつくることです。

● 地域包括支援センターの機能強化イメージ



厚生労働省資料を基に作成

(1) 日常生活圏域の設定

地域福祉を担う地区社会福祉協議会が市内15 地区にありますので、「いきいき安心プランⅣまつど」を踏襲し、引き続き「地区社会福祉協議会」単位の15地区を基本とします。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行継続 (15 圏域)	→	→

(2) 地域ケア会議の開催

地域ケア会議は、医療・介護の専門職と市民との協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築するためのひとつの手法として設置、運営を行っていきます。

地域ケア会議では、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備の2つを推進していきます。

このため、日常生活圏域ごとに、個別ケースの支援内容の検討を行う「地域ケア個別会議」と地域内での高齢者に関する課題の共有や資源開発を主目的とした「地域ケア推進会議」を行います。

また、市内で行われた会議における共通の地域問題や必要とされる資源の開発を検

討し、政策へとつなぐことを目的に「松戸市地域ケア会議」を開催し、今後、新たに設置する協議体と協働していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(3) 地域包括支援センターの拡充

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアの中心的な役割を担っています。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員が配置されており、それぞれ保健、医療、福祉及び介護の専門性を生かして協働し、高齢者の総合相談窓口として、以下の4つの機能を担います。

また、地域での活動を通じて、地域住民や医療機関・福祉関係団体などの関係機関との連携体制の構築に今後も努めていきます。

地域包括支援センターは、現在、市内11か所に設置されていますが、今後は、より効果的な活動の実施に向けて業務改善を行うとともに、日常生活圏域に準じ、設置箇所数を増やし、支援体制のさらなる強化を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行継続（11 か所）	（繰上げ増設準備）	4 か所増設（15 か所）	

① 総合相談

地域包括支援センターは、高齢者やその家族のあらゆる相談をワンストップ*で受ける窓口となります。相談内容に合わせて適切な関係機関へつなぐなど、相談が途切れないよう地域の様々な関係機関と連携し、支援します。

生活で困っていることなどの相談を受けた際には、基本チェックリスト*などを活用し、要支援・要介護認定の申請、介護予防・日常生活支援総合事業の利用又は一般介護予防事業への参加など、適切なサービスへ振分けを行います。

② 権利擁護

高齢者虐待への対応、成年後見制度*の利用促進や本人又は親族による申立ての支援など、高齢者の尊厳が守られるよう支援します。高齢者虐待への対応では、高齢者虐待防止ネットワークと連携し、市民向け虐待防止講演会を開催するなど、権利擁護に関する普及啓発活動にも取り組んでいます。

③ 包括的継続的ケアマネジメント*

ケアマネジャー（介護支援専門員）ひとりでは解決が困難な高齢者の生活課題について相談を受けたり、地域の医療関係者など必要な専門職と一緒に考える機会を設け、支援します。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者や介護予防・日常生活支援総合事業の対象者について、心身の状態が現状より重度化し、要介護状態に進行しないようにするため、利用者の自立支援を目的とし、心身機能の改善のみならず、社会参加や役割認識などの生きがい対策への支援を組み込んだ予防プランの作成にも努めます。

一般介護予防事業対象者、いわゆる元気高齢者については、介護予防事業に参加した後、主体的なセルフケア*として慣習化し、継続的に介護予防へ取り組むよう意識づけを行います。

(4) 基幹型地域包括支援センターの創設に伴う事業者への指導體制の整備

① 基幹型地域包括支援センターの設置

地域包括ケアシステムの構築にあたり、地域包括支援センターの後方支援、センター間の連携調整、関係機関とのネットワーク整備及び困難ケースの対応協議などを担う基幹型地域包括支援センターを直営方式で設置します。

在宅医療・介護連携支援センター（相談窓口）及び認知症初期集中支援チームなどにかかるマネジメントも行っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
研究・検討	（繰上げ設置準備）	直営方式 1 か所設置

② 機能強化型地域包括支援センターの設置

各地域のニーズや傾向、各地域包括支援センターの特性、在宅医療と介護の連携及び認知症対策の方向性などを考慮し、必要に応じて、基幹型地域包括支援センターから順次、各センター特有の機能強化を検討します。

③ 地域包括ケアシステムの構築に向けたケアプラン*作成（自立促進）

介護予防・日常生活支援総合事業による利用者の自立支援を推進するため、直営の基幹型地域包括支援センターが率先垂範して、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を生かした効果的に自立を促進できるケアプランについて標準モデルを示すなど、協働で点検や指導の拡充を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
段階的に実施	→	→	

2. 地域包括ケアを支える組織の拡充

地域包括ケアは、地域住民、行政、地域包括支援センター及び社会福祉協議会などの関係機関が協働して取り組み、地域の代表者や民生委員・児童委員、はつらっクラブ（老人クラブ）、NPO 法人及びボランティア団体などと連携を図りながら、地域福祉活動を充実、発展させ、地域コミュニティの確立を目指します。そのため、それぞれの役割を明確に整理するとともに、互助の仕組みづくりの体制整備を進めます。

(1) 地域の代表者との連携

地域包括ケアにおいて、地域の代表者である町会・自治会長などとの連携は必要不可欠であると考えます。

今後も、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめとする各種団体や、市民による地域福祉活動とも連携を強化し、きめ細かな地域包括ケア体制の確立を目指します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営む上で様々な困難が生じたとき、地域の身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を務めています。

平成 26 年 10 月現在、511 人の方が活動しており、松戸市の協力団体として地区ごとに幅広く活動を行っています。

今後も、町会・自治会はもとより、社会福祉協議会や各種団体などと連携を図って、地域包括ケアの推進に積極的に取り組みます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、住民参加を基本に自治会、民生委員・児童委員、ボランティア

団体のほか、福祉団体や福祉施設などと連携し、市民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図ることを目的に活動を行っています。

地域福祉活動としては、市内 15 地区に地区社会福祉協議会が組織され、その事務所を拠点として「自分たちの福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識を出発点とし、名前を呼び合える近隣関係と、住民の自主的、自発的な活動をもとに、ふれあい会食会やふれあい・いきいきサロン、各種講座、研修会、軽スポーツ大会の開催及び広報紙の発行など、住みよい福祉のまちづくりを推進するために様々な活動が実施されています。

今後も地域包括ケア体制の一翼を担う社会福祉協議会と、引き続き協働していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(4) 高齢者支援連絡会との連携

高齢者支援連絡会は、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができるように、「地域の福祉課題は、地域で解決する」という地域福祉の理念に基づき、地域住民、介護などに関わる専門職と行政が協働し、高齢者を支援する仕組みです。

現在、地区社会福祉協議会のエリアを基本として、9 地区で活動しています。今後も「松戸市地域福祉計画」及び「松戸市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」との整合性を図りながら、地域の実情に合わせ、地域に根ざした活動となるように、地域住民や専門職などとの協働を推し進めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(5) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待防止ネットワークは、平成 16 年 7 月に設置され、高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止を図るため、保健、医療及び福祉にとどまらず、人権擁護関係者、弁護士、警察及び学識経験者などの多職種・多機関で構成されています。

この多職種・多機関で構成されている利点を生かし、それぞれの視点や専門性を出し合いながら、複雑化する虐待事例への介入、支援方法などの検討を行います。

今後も、地域包括支援センターを中心に、多職種・多機関とのネットワークを生かした支援を行うことにより、円滑な対応ができるよう努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(6) 市民後見協力員の養成

成年後見制度の利用者が自分らしい豊かな生活を継続できるように、法人後見の補助的業務を行う「市民後見協力員」の養成に努めます。

また、市民後見協力員が幅広く活動できるように職能団体や関係機関と連携し、活動の場の拡大を目指します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(7) 高齢者の生活を支える市民活動への支援

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、地域で暮らす人たちが支え合っていくことが大切になってきます。

公的な制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係が必要であることから、引き続き地域コミュニティの充実を図り、地域住民が主体となった地域福祉活動を支援し、地域包括ケア体制の確立を目指します。

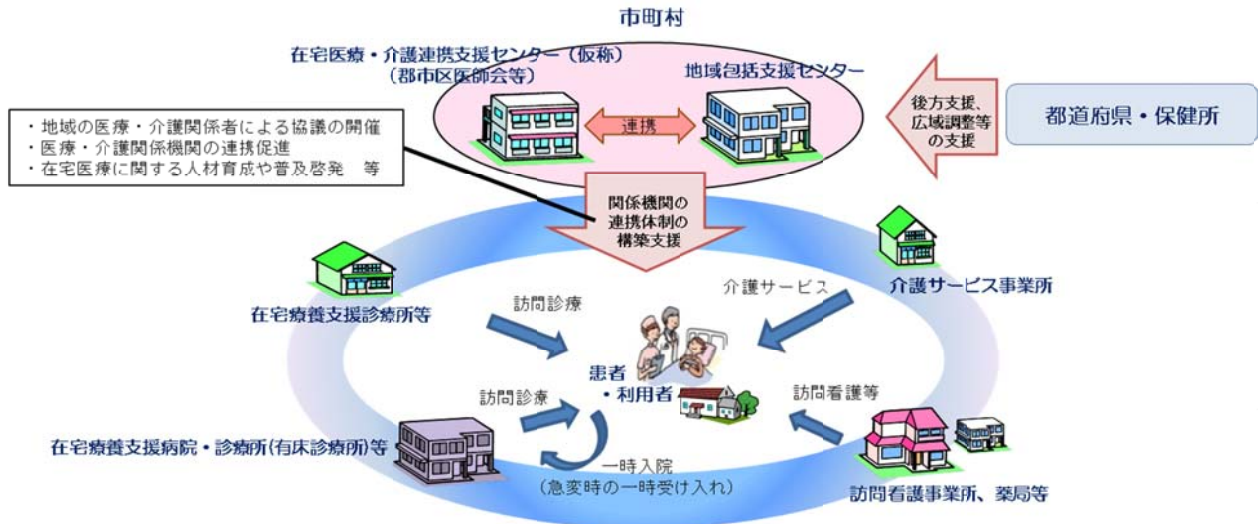
介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

3. 在宅医療と介護の連携強化

高齢者の安心を支えるためには、医療は欠かすことができないものであり、さらに住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅医療と介護の連携は必要不可欠となります。

在宅医療と介護を担う専門職や関係者が互いの役割を理解し、多職種連携が図ることができるよう、松戸市医師会、松戸歯科医師会及び松戸市薬剤師会と協議を重ね、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

● 在宅医療と介護連携体制のイメージ



厚生労働省資料を基に作成

(1) 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域において日常的な診療や健康管理などを担っている「かかりつけ医」は、在宅医療において非常に重要な存在であり、「かかりつけ医」を持ってもらうため、市内の病院、診療所、歯科診療所及び保険薬局を記載した医療マップを作成しており、市ホームページの市内施設案内でも検索ができるよう登録しています。

また、医療・介護サービスの情報は、市域図などに描画した医療・介護情報の統合マップを作成し、最新の情報を提供することができるよう情報管理に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
県モデル事業評価・継続	県モデル事業評価	完全実施

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

松戸市医師会、松戸歯科医師会及び松戸市薬剤師会と介護事業所などとの協議、連携の場を設置し、課題の解消に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(3) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付（連携支援センターの運営）など

現行の在宅医療連携拠点事業*は、松戸市と松戸市医師会推薦の診療所に業務の一部を委託し、実施しています。

今後、機能の一部委託を含め、松戸市医師会と協議を重ねて、在宅医療・介護連携支援センター（相談窓口）の早期実施を目指します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
県モデル事業継続	県モデル事業評価	相談窓口実施	

(4) 在宅医療・介護サービスなどの情報の共有支援

チーム医療や多職種協働のための情報共有システム、情報内容及び個人情報の安全性を考慮し、現行の千葉県様式の生活連携シートやオレンジ連携シートなども有効に活用して、在宅医療・介護サービスなどの情報共有システムの構築を進めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(5) 在宅医療・介護関係者の研修

医療職、介護職及び福祉職を対象に、在宅医療・介護連携カンファレンスと今後検討する在宅医療・介護連携支援センター（相談窓口）主催による研修会などの充実を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	相談窓口実施後から	

(6) 24 時間 365 日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

市内には、24 時間体制で往診や訪問看護を実施する在宅療養支援診療所*が 37 か所（平成 26 年 3 月現在、松戸市医師会調査）、訪問診療可能な病院及び診療所が 38 か所（平成 26 年 3 月現在、松戸市医師会調査）あり、地域の在宅診療を支えています。

さらに、松戸歯科医師会では、会員が訪問歯科診療を実施し、歯科診療所への通院が難しい人に対応しています。

また、松戸市薬剤師会では、在宅医療のため、調剤を中心とした医薬品（麻薬含む）や医療・衛生材料などの供給に対応できるよう、輪番待機薬局による在宅受入薬局の体制を整備しています。

在宅医療担当者の負担軽減を支援するため、エリア内での連携医師の組み合わせによる情報共有、現行の救急時カードや県が推進している共有ネットワークの活用及び夜間急病診療の電話音声ガイダンスとの連携などの施策を検討します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
関係機関協議	→	→	

(7) 地域住民への普及・啓発

地域住民への普及・啓発では、市が主催する市民を対象とした在宅医療講演会など、また、医師会が実施する講演会などのPR及び拡充を図るとともに、市のパートナー（出前）講座への追加、今後作成する医療・介護情報の連携マップの生活カタログへの掲載などの施策を検討します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
連携マップなど準備	連携マップなど洗練	→

(8) 医療機関との連携

市民が住み慣れた地域で生活することを支えるため、医療、福祉、保健、介護及び住宅などの様々な支援を提供する必要があります。

医療機関との連携では、地域の医師、歯科医師及び薬剤師の協力により、退院調整を行うなど、病院、診療所などの看護師や医療ソーシャルワーカー*と在宅を支える介護支援専門員などが多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的な在宅医療の提供を目指します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続・拡充	→	→

(9) 在宅医療・介護サービスなどの事業者ネットワークの促進

介護事業者などによる協議会（例えば、既存の松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会、松戸市介護支援専門員協議会など）が主体的に設置されており、医療関係の団体などとも連携し、医療、保健、福祉及びその他の在宅生活の支援に関係する事業者のネットワーク化を図り、より緊密な連携協力体制の整備、技術力の強化、調査研究及びその成果の普及、在宅サービスの提供体制の整備に関する事業を実施します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
県モデル事業評価・継続	→	→

(10) 看取り体制の整備

本人や家族などが望む場所で看取りを行うことができるようにするため、住み慣れた自宅又は介護施設などを選択できる適切な情報の提供に努めます。

また、看取りに対応できる人材を養成するためにも、医療と介護の連携を強化するとともに、かかりつけ医の不在時における医療機関の受入体制について、県の医療計

画に照らし、対応を検討します。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
検討	→	→

4. 推進・運営体制の整備

(1) 関連機関・体制における類似、重複組織・機能の見直し

関連機関・体制における類似、重複組織・機能の見直し、役割分担の明確化を図るとともに、地域包括支援ネットワークの構築を推進します。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
見直し・精査	→	→

(2) 庁内組織・機構の改編

地域包括ケアシステムの構築に向け、庁内の組織、機構の改編を行い、実効的な推進、運営体制を整えます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
組織改編	(繰上げ増設準備)	直営式センター設置など

5. 関連計画との連携

“みんなで築く福祉のまち”という基本理念のもと策定されている「松戸市地域福祉計画」及び「松戸市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」、また、各行政計画との整合、連携を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

(1) 松戸市地域福祉計画（第2次）との連携

誰もが住み慣れた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取組みや市の支援策について策定された「松戸市地域福祉計画」と引き続き整合性を図っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続・拡充	→	→

(2) 松戸市地域福祉活動計画（第4次・社会福祉協議会）との連携

「松戸市地域福祉計画（第2次）」の“みんなで築く福祉のまち”という基本理念のもと、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置づけられている社会福祉法人松戸市社会福祉協議会で策定された「松戸市地域福祉活動計画（第4次）」について、引き続き協働して取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(3) 松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ*）との連携

“市民が主役！自ら取り組み、地域で支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり”を基本理念、“健康寿命*の延伸・健康格差の縮小”を基本目標に掲げ、市民自らの健康づくりとそれを支える地域環境づくりを推進する「健康松戸21Ⅲ」との連携のもと、介護保険対象年齢による区分に捉われることなく、健康増進及び介護予防一体での取り組みを行っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(4) 松戸市障害者計画（第2次）・松戸市障害福祉計画（第4期）との連携

障害福祉施策においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観点から、福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を進める方向性が示されています。

また、精神障害者については、長期入院精神障害者のうち、約半数が65歳以上の高齢者であることから、地域移行する精神障害者にも高齢者が含まれるため、退院後に介護保険サービスが円滑に利用できるよう連携を図っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(5) 松戸市食育推進計画（第2次）との連携

本市の食育は、「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ために、市民・家庭はもとより、企業、自主活動団体などの多くの関係機関、団体と行政がともに協力、連携して取り組むことを目指す「松戸市食育推進計画（第2次）」との整合性を図っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続・拡充	→	→

第2節 生きがいづくり事業

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に生きがいを持って豊かな生活ができるよう、生涯学習活動の充実をはじめ、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かすための環境づくりを支援し、社会参画を推進します。

今後は、高齢者も地域社会を構成する一員として、地域社会の担い手となり活躍することができるよう、地域活動はもとより、雇用、就労環境の整備を進める必要があります。

また、介護保険施設などに入所されている人たちの生きがい感の向上を図るためにも、施設と連携した取り組みが必要となります。

1. 生涯学習活動の推進

団塊世代の大量退職が進み、高齢者の価値観も多様化する中で、生涯学習を通じての心の豊かさや生きがい感の充足の機会が求められていることから、これらのニーズに即した生涯学習活動の推進を図ります。

(1) 学習機会の充実

① 千葉県生涯大学校

千葉県生涯大学校は、55歳以上の人新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図ることによって、学習の成果を地域活動に役立てるなど、社会参加による生きがいの高揚に資すること及び高齢者が福祉施設、学校などにおけるボランティア活動、自治会の活動の担い手となることを促進することを目的として県内5地域に設置されており、その一つが本市の浅間台校舎（総合福祉会館内）となっています。

今後も引き続き千葉県生涯大学校への支援を行っていくとともに、生涯大学校を卒業された人が、その学習成果を生かして地域のリーダーとして活動していくための支援も行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

② 生涯学習推進課主催講座

生涯学習推進課では、あらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60歳以上の市民の自己の充実と地域での新たな仲間づくりのお手伝いなど、地域での活躍を応援する「まつど生涯学習大学講座」を開講しています。

また、テーマを設定して調査し、その魅力を自分たちの視点でまとめ上げ、その成果をほかの市民に伝え、継続して発展させる「ふるさと発見創造講座」や地元の大学

などと連携して現代社会の様々な課題を学ぶ「市民大学講座」なども開講しています。

今後も、意欲を持った高齢者の生涯学習について、多種多様な学習機会の提供に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

2. 社会参加の推進

高齢者が身近な地域の中で、趣味の活動や生きがいがづくりを通して、積極的に社会参加ができるよう、各種社会活動の啓発、普及を図ります。

また、地域において、相互連携の輪を広めることにより、地域内での「支え合い」、ひいては、地域包括ケアシステムの一翼を担うことに発展していくよう、事業内容の工夫や交流機会の充実などを図っていきます。

(1) 生きがい就労の支援

① はっらっクラブ（老人クラブ）

はっらっクラブ（老人クラブ）は、地域の高齢者の自主組織であり、近年、会員数及び加入率（60 歳以上の人口に占める老人クラブ会員数の割合）が僅かずつですが、減少傾向にあります。

この傾向に歯止めをかけるべく、今後も高齢者が地域の重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、健康増進、社会奉仕、教養講座及びレクリエーション活動などを通じて地域社会との交流と老後の生活を豊かにする活動に取り組んでいる「はっらっクラブ」への支援を引き続き行っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

② シニア交流センター

シニア交流センターは、高齢者の「はたらく」、「まなぶ」、「ふれあう」、「つどう」をテーマとする生きがい対策の拠点として設置されており、元気高齢者の就労支援や生きがい活動の情報を収集し、発信する役割を果たしています。

元気高齢者がいつまでも住み慣れた地域や家庭において、自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって健やかに生活できるよう支援します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

③ 老人福祉センター

老人福祉センターは、市内に 6 か所（分館 1 か所を含む）あり、元気高齢者の生きがい、健康相談や機能回復訓練などの健康の増進、各種クラブ活動などの教養の向上、レクリエーションなどの機会を提供する場として、引き続き有効活用とサービスの内容の充実に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

④ 子育て応援団

子育てについて、子育て中の家族だけでなく地域社会全体で考え、大学生や地域のシニア層などを対象に講座・ワークショップなどを行い、地域の人材による子育て支援のボランティアである子育て応援団員を育成します。子育て応援団は、地域に根づく子育て支援活動を行います。

平成 26 年度からの新規事業のため、今後はその実績を評価しつつ継続的に実施していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業評価・継続	→	→	

⑤ ボランティア活動

多くの元気高齢者が、地域の一員としての役割を持ち、高齢者のみならずすべての市民が互助の理念によるボランティア活動を展開することは、介護予防及び生きがいの両面において重要です。また、退職した人たちが、長年培ってきた知識や経験を生かし、新たな地域福祉活動の担い手として活躍されることは、地域包括ケアシステムを構築し、介護保険制度の持続可能性を高めることにもつながるため、松戸市社会福祉協議会、まつど市民活動サポートセンターとの連携をさらに深め、ボランティアの育成及び参加意欲の向上に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

3. 就労機会の確保

高齢者が自ら培ってきた知識や経験が生かされるよう、多様化する就業ニーズに合った就労、雇用機会の確保を図っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(1) 就労・雇用の支援

① シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者の知識、経験及び技能を生かし、健康や生きがいのために仕事をしたいと考えている人に対して、一般家庭や民間企業、官公庁などから高齢者に適した仕事を引き受けて、提供していることから、引き続き支援し、就労機会の拡大に努めていきます。

② 高齢者無料職業紹介所及び松戸地域職業訓練センター

高齢者が意欲と能力に応じて就業できる機会を確保するため、松戸市社会福祉協議会の高齢者無料職業紹介所と協力して、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。

また、松戸地域職業訓練センター（テクノ 21）で行っている各種講座の情報を提供していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

4. 介護保険施設など利用者への支援

介護保険施設などの利用者が自分らしくいきいきと生活できるよう、「こころのハリ」や「生きがい」を感じられるような方策を、介護保険サービス事業者とともに研究、検討していきます。

(1) 生きがいづくり支援の研究・検討

介護保険施設利用者調査（市民アンケート）では、日常生活を送る中で「こころのハリ」や「生きがい」を感じているかという質問に対し、「あまり感じていない」と「ほとんど感じていない」を合わせた『感じていない』が 63.2%でした。

一方、一般高齢者調査（市民アンケート）では「常に感じている」と「ときどき感じている」を合わせた『感じている』が 69.3%で正反対の結果となっています。

これらの結果からも、介護保険施設などの利用者が自分らしくいきいきと生活できるよう、介護保険サービス事業者とともに研究、検討していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・検討	→	→	

第3節 健康づくり事業

高齢者が活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域の社会資源と連携し、健康づくりを展開するとともに、介護予防事業を実施していきます。

1. 健康増進事業の充実（「健康松戸 21Ⅲ」の推進）

高齢者が心身ともに健康を維持・増進することは、生きがい感の向上にとって大切です。そこで、健康増進計画「健康松戸 21Ⅲ」では、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を基本目標として掲げ、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守り、つくる努力をするとともに、地域の様々な社会資源との連携によって、健康づくりを展開します。

(1) 健康増進啓発事業の推進

「自分の健康は自分でつくる」という健康づくり意識の向上を図ること、健康と食生活について学び、食事づくりの楽しさを体験しながら、今後も健やかな生活を送るための手掛かりとすること、並びに健康に暮らすための望ましい生活習慣を身につけることを目的に実施していきます。

① 健康コンテスト

昭和 53 年度「健康増進普及運動」として事業を始め、その後、厚生省からヘルスパイオニアタウン（健康づくり先進モデル都市）の指定を受け、昭和 60 年度から平成元年度まで「ヘルスパイオニアタウン事業」として「市民健康づくりの集い」を実施しました。

平成 15 年度、グラウンドゴルフ大会を残して廃止し、新規事業として「健康コンテスト（松戸市ご長寿ハッピーコンテスト）」を開始しました。

平成 24 年度までは、65 歳以上の市民を対象としていましたが、平成 25 年度からは、年齢を引き下げて 60 歳以上として実施しています。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

② 高齢者の食生活講座

昭和 63 年度から「家庭栄養改善教室」として始まり、平成 16 年度からは「60 歳からの食生活講座」に名称を変更しました。健康長寿のための食生活について学ぶ（再確認する）機会として、年 2 回、各保健福祉センターで、60 歳以上の市民を対象に実施しています。

平成 26 年度からは、健康増進啓発事業に移行して実施しています。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

③ はり・灸・あん摩など施術費助成

健康の維持増進を目的に、はり、きゅう、あん摩などの施術を受ける人に対し、施術に要した費用の一部を助成します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) 健康増進人材育成事業の推進

市民の立場で行政とともに健康づくりを展開できる人材を育成すること、市民の食生活改善を図るため、自らがよりよい食生活改善の実践者となり、家族及び地域へ食生活改善の輪を広げることがを目的として、実施していきます。

① 健康推進員*

昭和 47 年度から「母子保健推進員」として活動を開始し、昭和 60 年度には「健康推進員」と名称を改め、任期を 3 年とし、乳児から成人を対象に健康づくり活動を行っています。

➤ 健康推進員数

216 名（定数 240 名） 平成 26 年 4 月 1 日現在

- ・ 中央保健福祉センター：78 名
- ・ 小金保健福祉センター：87 名
- ・ 常盤平保健福祉センター：51 名

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

② 食生活改善推進員*

昭和 50 年度から婦人の健康づくり事業の一環として、「栄養改善推進員」の名称で 2 年を任期として 20 名に委嘱していました。昭和 62 年度からは、多くの市民にこの活動を体験していただき、食生活改善の輪を広げていく目的で、2 年ごと 30 名の新規委嘱としました。平成 13 年度には、「食生活改善推進員」と名称を改め、栄養士とともに食を通じた健康づくり活動を行っています。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

③ ヘルスボランティア*

健康づくりに関わるボランティアグループ（成人・高齢者関係（地域のつどい）、食育ボランティア）などの定例活動を支援するとともに、年 1 回の講演会を実施していきます。

i. 地域のつどい

昭和 60 年から機能訓練事業として「リハビリ教室」を開始し、平成 7 年からは、「リハビリ教室」とは別に地域づくりの目的で居住地近くの市民センターにおいて「在宅療養者のつどい」を開始しました。

平成 20 年度の老人保健法の全面改正により、疾病や障害のために身体機能が低下している地域住民の健康づくりを目的とした「地域のつどい」としてボランティアとともに協働で運営しています。

ii. 食育ボランティア

平成 17 年度の食育基本法の施行、平成 20 年 3 月の松戸市食育推進計画の策定により、望ましい食習慣を身につける市民を増やす目的で、平成 18 年度から地域住民の食育を推進する人材の育成と、その活動支援を実施しています。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(3) 市民健康相談事業の推進

昭和 47 年に母子健康相談コーナーとして市内 3 か所に開設、昭和 55 年 1 月から名称を「市民健康相談室」と変更し、母子の健康相談のみならず、成人や高齢者の健康相談、血圧測定（健康手帳の交付を含む）及び健康に関する各種届出の受付など、広く一般に利用されるようになりました。現在、本庁及び各支所など市内 9 か所に設置されています。

① 市民健康相談室

本庁及び各支所において母子の健康相談のみならず、地域の健康相談室として成人、高齢者の健康相談や保健指導を行うほか、健康に関する各種届出などの受付をしており、地域の身近な相談室として健康づくりを担っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

② 保健福祉センター

中央・小金・常盤平の各保健福祉センターでは、電話、来所及び訪問などにより、保健師、歯科衛生士及び栄養士が引き続き健康相談を実施していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(4) 家庭訪問事業の推進

療養上の保健指導が必要であると認められる人及びその家族などに対して、保健師などの専門職が家庭訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの人の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

① 訪問指導

介護保険に該当しない 40 歳～64 歳の人を原則とし、その心身の状況、その置かれている環境などに照らして療養上の保健指導が必要であると認められる人を対象に、保健師、歯科衛生士及び栄養士が家庭を訪問し、必要な支援を行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(5) 自殺対策事業の推進

市民一人ひとりの気づきと見守る環境をつくり、自殺者を減少させるため、悩みやストレスがあったときに相談できる機関を知らない人を減らし、ストレス解消法を持つ人を増やす取組みを推進します。

① 普及・啓発事業

i. 市民向け講演会

自殺予防の普及、啓発のため、一般市民を対象とした講演会を開催します。

ii. 啓発グッズ

ポスター及びうちわなどによる周知やメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」などを活用し、市民意識の向上を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

② ゲートキーパー養成講座

自殺を防ぐため、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人）を増やします。

その他、市職員を対象に適切な相談業務ができるようスキルアップを図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(6) 生活習慣病* 予防事業の推進

① 生活習慣病予防の実践指導

健康に暮らすための望ましい生活習慣を身につけることを目的とし、講話だけでなく、運動実技及び調理実習などの実践的な指導を図ります。

i. パートナー講座

生活習慣病予防及びがん予防を目的として、望ましい生活習慣（食事、運動含む）を知り、自身に必要な行動変容を促します。

平成 20 年度からメタボリックシンドロームの予防教室として実施し、平成 22 年度からは、がん予防も含めた「生活習慣病予防」に変更し、地区社会福祉協議会、家庭教育学級、町会・自治会及び老人クラブなど、市民団体の依頼を受けて実施しています。

ii. 検診及び説明会における健康教育

待ち時間や説明会終了後の時間を利用し、保健師や栄養士が望ましい生活習慣や食生活に関する健康教育を行います。

iii. 個別健康教育（禁煙）

個別相談を中心として、タバコの害を正しく理解し、禁煙を成功させることができるよう 3 か月間禁煙をサポートします。

iv. 依頼による健康教育

地域の様々なグループ（町会・自治会、老人クラブ、社会福祉協議会、家庭教育学級及び運動や食生活改善に取り組むグループなど）からの依頼内容に応じ、健康に暮らすための望ましい生活習慣を身につけるための教室（講話や実習）を実施します（各グループ年 1 回）。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

② 健康手帳

健康診査などの結果を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てるため、健康診査の受診者、健康相談及び訪問指導を受けた人のうち、希望する人へ健康手帳を交付します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

③ 歯の健康チェック

歯と口の健康週間事業の一環として市民一般を対象に、歯科医師による口腔診査、相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、口腔機能*維持のための体操などを実施し、口腔保健の知識の普及、啓発及び増進を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(7) 感染症予防事業の推進

① 予防接種

i. インフルエンザ予防接種

インフルエンザの疾病に対する免疫を与えるため、予防接種法に基づき、65 歳以上で接種を希望する人、心臓、じん臓、呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、この 4 つのいずれかで 1 級の障害者手帳を持っている 60 歳以上 65 歳未満で、接種を希望する人を対象として、自己負担金 1,000 円（ただし、生活保護受給世帯は費用免除）にて、実施していきます。

ii. 肺炎球菌ワクチン予防接種

肺炎球菌の疾病に対する免疫を与えるため、予防接種法に基づき、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない 65 歳の接種を希望する人、心臓、じん臓、呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、この 4 つのいずれかで 1 級の障害者手帳を持っている 60 歳以上 65 歳未満で、接種を希望する人を対象として、自己負担金 2,500 円（ただし、生活保護受給世帯は費用免除）にて、実施していきます。

さらに、市独自で上記以外の 65 歳以上の人で、過去に肺炎球菌のワクチンを接種し

たことがない人を対象に、同じ自己負担額で実施していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

② 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎による健康障害の予防を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続・拡充	→	→

③ 結核検診

結核の早期発見による住民の健康の維持及び増進を図るため、40 歳以上の市民を対象に実施していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(8) 疾病の早期発見・早期治療

高齢期の健康づくりにつなげるために成年期から健康診断及び各種がん（胃、大腸、肺、乳及び子宮）を早期発見、早期治療することにより、健康の維持及び増進を図ります。

① 健康診査

市民を対象（年齢基準あり）に生活習慣病の予防、健康の維持及び増進を図るために、引き続き実施していきます。

i. 骨粗しょう症検診

健康状態の把握と介護予防を含めた生活改善の支援を行うため、35 歳～70 歳（5 歳刻み）の女性を対象に行っています。本市の新規要介護認定者の主な傷病では、関節疾患が多く、特に女性では第 1 位のため、骨粗しょう症の予防に努めていきます。

ii. 成人歯科健康診査

高齢期に自分の歯を十分保有し、質の高い生活を送ることができるようにするため、歯周疾患が増加する 20 歳代からの市民を対象に歯科健康診査を実施し、健康づくりの一役とします。

松戸歯科医師会に所属する医療機関において、口腔診査及び相談指導を個別に実施

していきます。

歯と歯ぐき、口腔清掃状態など口腔内を診査し、歯の寿命を延ばし、いつまでもおいしく食べられ、いきいきとした生活を送ることができるよう、引き続き実施していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

② 特定健康診査*（40歳～74歳）

生活習慣病の予防、受診者が健康を維持するための健康状態の自覚、適切な健康行動（受診や相談、生活習慣の改善）の実践などを促進するため、引き続き実施していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

③ 後期高齢者の健康診査（75歳以上）

生活習慣病の早期発見及び重症化の予防を推進するため、引き続き実施していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

④ 特定保健指導*

特定健康診査の結果から、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の発症を予防するため、医師、保健師や管理栄養士などが対象者の身体状況に合わせ、生活習慣改善のためのサポートをします。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

⑤ 各種がん検診

がんを早期に発見し、早期の対応（精密検査や治療）につなげるため、がん検診登録による集団検診又は医療機関での個別検診を行っています。

	20 歳以上	30 歳以上	35～39 歳	40 歳以上
子宮頸がん検診（女性対象）	受診可能	受診可能	受診可能	受診可能
乳がん検診（女性対象）		受診可能 視触診	受診可能 視触診又は エコー検診	受診可能 視触診又は マンモグラ フィ検診
肺がん・大腸がん・胃がん				受診可能
介護保険制度改正に伴う実施期限		—		
平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
現行事業継続	→		→	

(9) 受診勧奨事業の充実

「自分の健康は自分でつくる」という趣旨のもと、健康診査や検診の意義の周知及び受診の動機づけを図ります。

① 受診勧奨通知

次年度に各健（検）診の対象年齢に達する 19 歳の女性（子宮頸がん検診）、29 歳の女性（子宮頸がん、乳がん検診）、34 歳の女性（子宮頸がん、乳がん検診、女性の健康診査）、39 歳の男女（各種がん検診）を対象に、「健康診査共通受診券」を年度末に発送します。さらに、送付対象者の拡大を検討します。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—		
平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度
現行事業継続・検討	→		→

② 健康診査・検診一部負担金免除

千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯及び生活保護受給者からの申し出により、一部負担金を免除し、健康診査及び検診受診率の向上を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—		
平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度
現行事業継続	→		→

2. 介護予防の推進

高齢者が介護予防を行うことを通じて、自己実現に取り組み、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように、本人の選択に基づき、介護予防事業を実

施します。

あわせて、地域で行われている自主的な取組みについて、情報を収集、提供していくことにより、様々な地域資源を活用し、包括的に介護予防に取り組むことができるよう支援します。

また、様々な機会を捉えて介護予防に関する情報提供を行い、知識の普及、啓発を行います。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

これまで、65歳の年齢基準で区分していた介護予防事業を、健康増進事業との連携を強化し、早期の対応を検討します。

また、高齢者ができるだけ支援や介護が必要な状態にならず、万が一、支援が必要な状態になっても重度化しないようにするために、介護予防と日常生活を総合的に支援します。

この事業に地域住民やボランティア団体などの多様な主体が参画していくことにより、地域の支え合い体制づくりを推進していくとともに、高齢者の社会参加による生きがい感の向上や介護予防の推進を図ります。

① 一般介護予防事業

介護予防には、引きこもりによる運動不足や社会的関係の途絶などの改善が必要であることから、これまでのように年齢や心身状態などによる一次予防事業と二次予防事業の区別を行わず、住民主体による気軽な集いの場や通いの機会の創出を促進します。

定期的な外出の機会及び集団活動による社会交流の機会を通じて、社会的役割や生きがいを認識し、自ら介護予防活動の担い手として活躍いただくことを目指します。

なお、必要に応じて専門職を派遣するなど、運動機能の向上、脳の活性化などの指導、助言を行い、効果的、効率的に機能向上を支援します。

i. 介護予防事業対象者把握

個別相談や各種教室の開催時に、基本チェックリストを活用するなど、市や地域包括支援センターなどへの相談や認定に結びつけたり、閉じこもりなどの何らかの支援を必要とする人の把握を行います。

また、専門職が常駐する関係機関と連携を図り、各所で基本チェックリストによる事業対象者の把握ができるような環境づくりに努めます。

ii. 介護予防普及・啓発

65歳以上になっても、以前からの健康増進活動を継続するよう啓発するとともに、ロコモティブシンドローム*予防に関する知識の向上及びロコモティブシンドローム予防のための体操の普及に努めます。

また、介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するためのパンフレットなどの作成、パートナー（出前）講座、認知症サポーター*養成講座及び専門職や有識者による講演会などで、直接情報提供することにより、あらゆる年齢層に対して介護予防の意識を高めるよう努めます。

iii. 地域介護予防活動支援

地域における住民主体の介護予防活動（集いの場、体操教室及び社会参加活動など）の育成、支援を行います。

iv. 一般介護予防事業評価

対象者の継続的なモニタリングを行い、フォローアップを推進し、要支援認定や事業対象者への対応など、供給サービスの精査を行います。

v. 地域リハビリテーション活動支援

地域における住民主体の介護予防活動に対し、リハビリテーションの観点からの支援や新たに地域資源を活用したリハビリテーション活動の推進などに努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
介護予防事業から転換	→	→	

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援体制の整備

介護予防・日常生活支援総合事業の推進にあたり、地域における多様な主体による生活支援体制を整備するため、地域におけるニーズ把握と需給バランスの分析、供給主体の発掘、開発及び担い手の養成、主体間の情報共有並びに連携ネットワークの強化などに取り組みます。

① 協議体

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑化を図るため、生活支援体制整備事業の推進を担い、情報交換の場、働きかけの場、企画、立案や方針策定を行う場及び生活支援コーディネーターの組織的な補完などの役割を果たす組織として、設置を進めます。

まずは、市、社会福祉協議会及び地域包括支援センターなどを中心に、市域（第 1 層）の協議体を発足し、体制整備に向けた検討を進めます。

将来的には、地区社会福祉協議会及び地域活動団体なども交えた圏域単位（第 2 層）での協議の場を拡充し、具体の生活支援サービス供給へつなげていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
市域（第 1 層）設置	協議継続	圏域（第 2 層）拡充	

② 生活支援コーディネーター

協議体と連携し、圏域ごとに生活支援の担い手の養成、サービスの開発などの役割を果たす人材として、協議体による発掘や地域からの推薦などにより生活支援コーディネーターの候補者を選任し、県主催の研修会などへ派遣して養成、増員を図っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
候補発掘・推薦	国県研修派遣	協議体と連携

(3) 介護保険制度改正

① 周知の徹底

従来の介護予防給付の訪問介護及び通所介護サービスについては、介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、地域支援事業へ移行することになるため、市民説明会や市の広報紙、地域包括支援センター及び事業所からの個別説明などにより利用者への周知を図ります。あわせて、利用者に対するサービスに支障が出ないように、事業者などに対して研修会などを実施し、周知・徹底を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合事業の周知	多様なサービスの周知	→

② 要介護認定にかかる有効期間の見直し

介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、更新申請時の要介護認定にかかる有効期間を一部延長し、事務の効率化を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合事業と並行	→	→

(4) 介護予防事業対象者支援事業

従来の介護予防給付の通所介護・訪問介護サービスでは、要支援の認定を受けた人に対し、事業所指定を受けた介護事業所が全国一律のサービスを提供するものでしたが、これからは、要支援認定者及び支援の必要な高齢者（基本チェックリストによる事業対象者）に対し、必要に応じて、これまでの介護保険事業者相当のサービスに加え、利用者のニーズ（必要性）に応じて、地域の団体などによる多様な生活支援サービスを行うことにより、きめ細やかな支援を行っていきます。

① 従来の介護予防給付相当サービス

身体状況により専門的なサービスが必要な場合は、総合事業の指定事業者（みなし指定介護予防サービス事業者を含む）の訪問介護員などにより、サービスを提供します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
総合事業として実施	→	→	

② 多様なサービス

生活支援体制整備のための協議体及び生活支援コーディネーターなどにより、地域のニーズを把握し、必要なサービスを選定します。

i. 緩和した基準によるサービス（通所型・訪問型）

生活支援サービスに限り、既存の介護事業所や NPO 法人などにより、短時間又は安価な費用でサービスを提供していきます。

そのために、事業所の募集、選定、基準の作成及び単価設定などを検討します。

ii. 住民主体による支援（通所型・訪問型）

通所型支援は、町会・自治会及び地域活動団体などに沙龙的な集いの場を提供していただき、市は、事業の実施形態を考慮しつつ、その費用の一部を助成します。

また、訪問型支援は、簡単な生活支援や見守りを町会、自治会及び老人クラブなどに行っていただき、市は、事業の実施形態を考慮しつつ、その費用の一部を助成します。

そのために、事業主体の募集、選定、基準の作成及び単価設定などを検討します。

iii. 短期集中介護予防サービス（通所型・訪問型）

これまで行ってきた要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者に対する基本チェックリストによる全数調査に代わり、市や地域包括支援センターの相談窓口において基本チェックリストなどで判定することになり、要支援・要介護状態になる恐れのある人に対し、保健、医療などの専門職が、介護予防教室（従来の通所型介護予防教室と同様程度）などのサービスを行います。

また、介護予防手帳を作成して配布することにより、介護予防事業実施状況の記録などを記載し、セルフケアにつながるよう促します。

a. 運動器*の機能向上教室

ストレッチや有酸素運動*、簡易な器具などを使う運動を行います。

b. 栄養改善教室

個別での栄養相談や集団での栄養教育を行います。

c. 口腔機能向上教室

口の中の手入れや食べる、飲み込む機能の体操などを行います。

d. 認知機能向上教室

全身運動や手先を使った趣味活動、栄養の改善や仲間づくりを通し、体と心を活発にすることで脳の活性化を促し、引きこもりなどの解消を図ります。

さらに、教室の修了後も、継続的な予防に自ら取り組むことができるようなサービスの創出や訪問型サービスも検討します。

iv. その他のサービス

協議体及び生活支援コーディネーターなどにより、必要なサービスを検討するとともに、介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業や民間サービスなどの活用を補足するために提供するものとし、介護保険サービス又は他の事業との整合性、介護予防の視点に配慮してサービスの提供を行います。

そのために、事業主体の募集、選定、基準の作成及び単価設定などを検討します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
段階的に実施	→	段階的に拡充	

③ 介護予防ケアマネジメント

要支援者などが介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合には、介護サービスと同様、適切なケアマネジメントが必要となります。

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントは、自立支援に役立つものとして行うため、利用者の心身の状態や支援する家族などの状況を適切に把握し、サービス担当者会議などを経たケアプランに位置づけ、適切なサービスを実施していくことにより、心身及び生活機能の向上を図り、介護（支援）状態からの回復を目指します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
総合事業と並行	→	→	

(5) 介護支援ボランティア制度の推進

高齢者がボランティア活動に参加して自らの健康増進を図り、介護予防につなげることを目的として推進するものであり、介護保険施設などでのボランティア活動実績に応じてポイントを付与し、そのポイントを還元できるシステムです。

自主的なボランティア活動を通じて、高齢者の社会参加といきいきとした生活を促進し、介護予防への取組みを支援します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

第4節 介護・福祉サービス事業

高齢者が安心して住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることができるよう、高齢者やその家族を支援する介護・福祉サービスなどを行うとともに、認知症対策や虐待防止のほか、高齢者とその家族を取り巻く様々な課題への対応を推進します。

1. 高齢者向け福祉事業（任意事業、一般財源事業）の充実と精査

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービス以外の福祉サービスなどにより日常生活の支援を行います。介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業や他の事業との類似事業などは見直し、必要に応じて整理、改廃の検討を進めます。

(1) 日常生活の支援

① 配食サービス

要介護及び要支援などの状態で、買物や食事の用意が困難な高齢者世帯を対象に、事業者が夕食を直接手渡し、安否の確認を行っています。ケアプランに位置づけ、他のサービスと複合的に実施していくことにより、食の確保や栄養改善を図るとともに、必要に応じて地域包括支援センターや関係機関などと連携を図るなど、高齢者の生活全般の支援につなげていきます。

② 軽度生活援助

在宅の75歳以上の高齢者などに対して、日常生活における軽度な生活援助サービスを行うことにより、在宅の自立した生活を支援します。介護保険で供給できない一部のサービス（草むしりなど）に対しても支援が可能ですが、総合事業の実施により、生活援助サービスが充実した場合は、見直しを図っていきます。

③ ホームヘルパー派遣

介護保険の非該当者であるが、支援が必要とされた人に対するホームヘルプサービスであり、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスと同様となるため、廃止の方向で検討します。

④ 移送サービス

介護保険の非該当者向けに、閉じこもり防止のため、タクシー利用料の一部を助成しています。

今後は、事業の目的と効果について検証し、介護予防・日常生活支援総合事業との整合性を図りながら、より効果的な事業への転換を検討していきます。

⑤ 高齢者住宅安心確保

高齢者専用市営住宅「シルバー中金杉」の入所者に対し、生活支援員を派遣して生活の相談、援助を行っており、今後も介護予防の視点に基づく支援を続けていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	見直し検討	多様なサービスと整合	

2. 高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者などへの支援

(1) 高齢者の見守り体制の整備

ひとり暮らし高齢者に対し、緊急時に通報できる緊急通報装置を貸与していますが、今後はさらに、開業医と地域ボランティアの協働による高齢者見守り事業に対して補助事業を創設するなど、高齢者を多方面から重層的に見守るシステムを整備していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(2) 孤独死対策の推進

「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる」という孤独死が、本市では毎年 100 人を超え、死後 1 か月以上経過して発見されるケースも毎年 15 人を下らない深刻な状況に至っています。本市の常盤平団地における取組みが契機となり、厚生労働省は「安心生活創造事業」を通して、孤立死を防ぐポイントとして全国的にモデル事業を展開しました。

本市では、孤独死の実態把握について引き続きそのデータの作成に努め、「孤独死ゼロ作戦」の取組みを支援します。

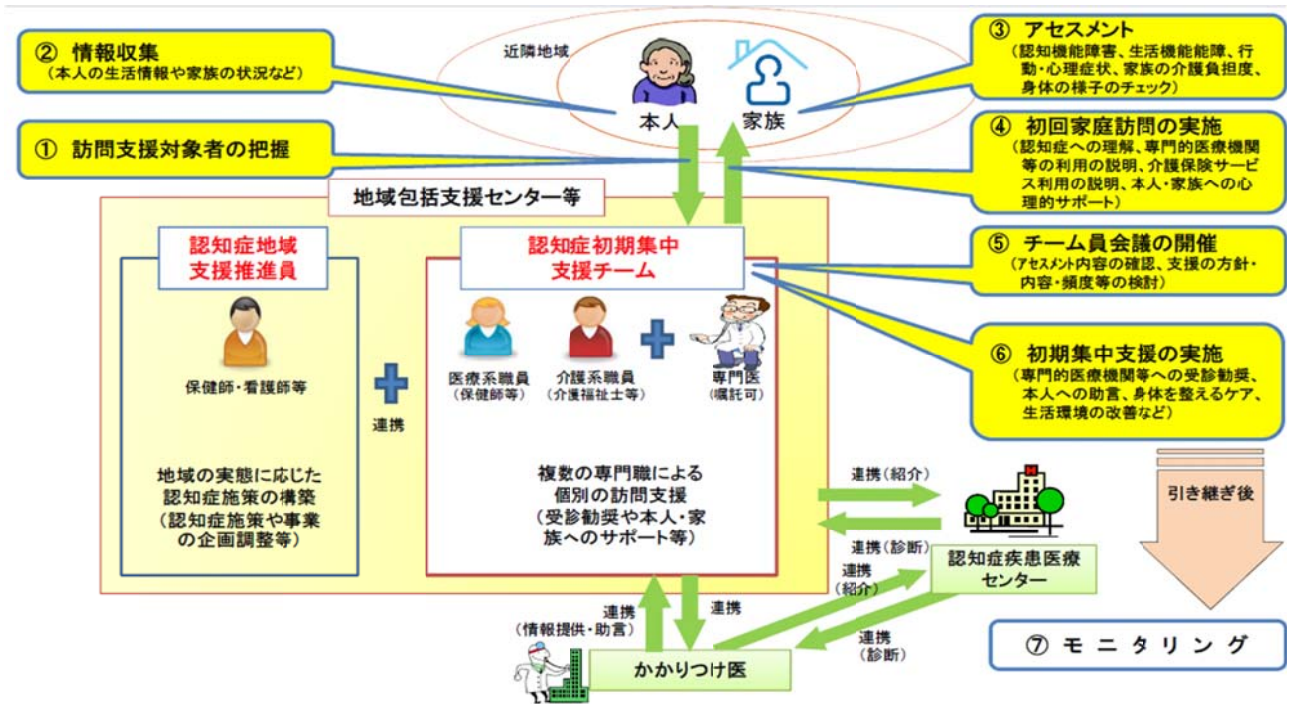
「参考:第 2 次松戸市地域福祉計画 p.26『常盤平団地孤独死ゼロ作戦(4 つの課題)』」

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

3. 認知症対策の推進

認知症の症状がある人は、高齢化により年々増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。「認知症になっても安心して暮らせる街♡まつど」を目指して、関係機関との連携、支援及びネットワークづくりを念頭に置き、認知症の本人や支える家族が何を望み、何に困っているのかという視点に立ち、認知症対策を推進していきます。

- 認知症対策（認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の役割）のイメージ



厚生労働省資料を基に作成

(1) 認知症予防教室の開催

認知症対策推進のため、より地域の身近なところで認知症予防に関する知識の普及、啓発や認知症予防に取り組むための仲間づくりができるよう、認知症予防教室を行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(2) 認知症サポーター養成講座の開催

地域や学校、職域など幅広く様々な年代に対し、認知症サポーター養成講座を開催することで、認知症に関する正しい知識と対応の基本的な心構えを普及、啓発します。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(3) 認知症高齢者などの見守り活動の支援

高齢者を地域全体で温かく見守っていくために、認知症サポーター養成講座の受講者に対して「オレンジ声かけ隊*」への登録を推進しています。

「オレンジ声かけ隊」は、日頃からの挨拶や積極的な声かけ活動を行い、手助けが

必要な高齢者を見かけた場合は、できる範囲での手助けをする「あんしん一声運動」を行っており、この活動の支援として、毎年、研修会を実施しています。

また、「オレンジ声かけ隊」の中で、さらに専門職と協力しながら積極的に実践活動をする「オレンジ協力員」も登録を募り、研修会などを行って地域での活動を支援します。

認知症の高齢者が行方不明になったときは、松戸警察署及び松戸東警察署と連携し、早期に保護することを目的とした防災行政用無線を活用した探索を引き続き行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(4) 徘徊高齢者探索サービスへの助成

認知症などにより徘徊症状のある高齢者が位置情報を探索する機器を利用している場合は、その介護者に利用料の助成を行っています。

しかし、利用者が減少していることから、認知症高齢者対策として、市民のニーズに合った事業内容への見直しを検討します。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続・検討	→	→

(5) 認知症研究会での検討

本研究会は、認知症対策の検討、推進の場として、医療と介護の専門職、認知症の人と家族の会及び地域包括支援センターの職員で構成されており、今後も認知症対策の課題について検討し、正しい理解の啓発、予防、早期発見や早期支援について、医療と介護の顔の見える連携のもとで取り組んでいきます。

また、本研究会内に認知症初期集中支援チーム検討委員会や認知症地域支援推進検討会などを設置し、総合的に認知症対策の事業の効果の検証や評価を行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限	平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症対策検討	→	→

(6) 認知症対応型サービスの整備

認知症高齢者は、今後、ますます増加すると見込まれるため、認知症高齢者が日常生活に必要な入浴、排泄及び食事の介助などの身の回りの世話を必要に応じて受け、家庭的な環境のもとで共同生活をする認知症対応型共同生活介護*（グループホーム）

について、事業者の参入を促進し、基盤の整備に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(7) 認知症情報の普及・啓発

「認知症になっても安心して暮らせる街♡まつど」を目指して、認知症に関する正しい知識や予防から対応までの総合的な情報について、講演会、ホームページ、広報まつど及びリーフレット*などで広く周知します。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行事業継続	→	→

(8) 認知症ケアパスの作成

認知症を有する高齢者などがどのような状態であっても、地域で対応することができるようにするため、状況に応じた適切なサービス提供の流れ（以下、認知症ケアパス）を作成し、ホームページへの掲載や各種教室開催時の案内などにより、情報収集の一助となるよう、普及、啓発に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
作成	→	→

(9) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、国が定める基準、要件を満たす医師の確保を図るとともに、地域包括支援センターと連携し、活動の拡充に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限	平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置	拡充の検討	→

(10) 認知症地域支援推進員の養成・配置

県及び市医師会で養成された認知症コーディネーターとともに、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員の増員に向け、養成を所管する国、県への働きかけを行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 29 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
国県への働きかけ	→	→	

4. 介護する家族への支援

(1) 介護者への支援

認知症の症状がある人の介護者をはじめ、寝たきりや病弱な人の介護者などを対象として、「介護者のつどい」を市内各所で開催し、自宅での介護経験や日頃抱えている悩みなどを共有し、情報交換を行います。

また、実際に介護をするときの不安を解消するため、大学などと協働し、実践的な知識及び技能を習得するための研修などを行います。

介護者が一人で悩むことがないように、地域の専門職がともに考え、家族の介護を支援します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(2) 介護用品（紙おむつなど）の支給

要介護 3 以上の認定者を在宅で介護している家族に対し、介護の精神的、経済的負担の軽減を図るために紙おむつなどの介護用品を支給しています。今後とも適正な実施に努め、事業を継続します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(3) 家族介護慰労金の支給

要介護 4 及び 5 の認定者を在宅で介護し、介護保険サービスを 1 年間利用していない家族に対し、介護の精神的、経済的負担の軽減を図るために慰労金を支給しています。今後も引き続き周知を図り、事業を継続します。

また、自助、自己管理を実践している高齢者及びその家族などを奨励し、継続や充実につなぐことができるような支援策を検討します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・検討	→	→	

5. 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が自分らしく尊厳を持って生活できるよう、また、判断能力が不十分になった場合にも本人の自己決定が尊重されるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度についての情報提供を積極的に行い、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、適切な制度やサービスにつなぐことができるよう支援します。

(1) 高齢者虐待防止に関する普及・啓発

高齢者虐待に関するリーフレット、ポスターの配布や広報まつど、市ホームページを活用し、情報提供を行います。

また、高齢者虐待防止マニュアルの作成、在宅や施設などで高齢者支援に携わる専門職向け研修会の開催、地域包括支援センター主催の市民向け講演会の開催など、高齢者虐待防止ネットワークとの連携を軸に、予防から再発防止までを視野に入れた普及、啓発に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の理解と利用促進を図るために、パンフレットの作成や講演会の開催など、普及・啓発活動に取り組みます。

また、成年後見人の担い手となる職能団体*やNPO法人、日常生活自立支援事業を担う社会福祉協議会などと連携を図り、制度が利用しやすくなるよう申立ての支援に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

6. 相談窓口の充実

高齢者をめぐる様々な問題に早期に対応できる相談体制の充実が求められていることから、高齢者を対象とした相談窓口の充実、周知を図ります。

(1) 高齢者を対象とする相談窓口の充実

高齢者やその家族のあらゆる相談をワンストップで受ける窓口として地域包括支援センターがあります。今後は地域包括支援センターを増設し、相談体制を充実するとともに、市民への周知を図ります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に合わせ、市における総合的な相談

受付窓口の設置を目指し、検討、調整に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続（11 か所）	（繰上げ増設検討あり）	4 か所増設（15 か所）	

(2) 相談機関の連携強化

松戸市薬剤師会会員の薬局では、介護福祉に関する市民の不安、悩みの相談に応じています。

また、高齢者に特化した相談機関以外として、中核地域生活支援センター*、社会福祉協議会、市民健康相談室及び消費生活センターなどの福祉、健康や生活に関する相談窓口があります。

それぞれの機関が互いの役割を理解し、有機的な連携が図られるように努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

第5節 居住環境整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生活を送るためには、自立や介護に配慮した住まいの確保や住宅環境の充実が重要であることから、良質な住宅の確保や住宅のバリアフリー*化にかかる資金への支援などを推進します。

1. 高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した生活ができるよう、住宅政策部門と連携し、高齢者の生活環境に対応する住宅の安定供給の促進、整備及び情報提供を行っていきます。

(1) 公的高齢者住宅の供給

公的住宅などが、真に住宅に困窮する人に的確に供給され、住宅セーフティネットとして機能するよう努めるとともに、住宅基盤整備については、市営住宅はもちろんのこと、千葉県・千葉県住宅供給公社や都市再生機構（UR 都市機構）へも住宅整備を要請し、安全で快適な住宅の確保に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) 多様な住まいの確保

高齢者の居住の安定確保のため、バリアフリー構造を有し、医療・介護と連携したサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅や介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホームなど、高齢者に配慮した住宅の供給について、地域の実情や介護保険の給付費を勘案しながら一定量の整備に努めます。

また、高齢者に適した住宅や高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅、住み替えなどに関する情報の提供を行っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(3) 低所得高齢者への対策

自立した生活を送ることが困難な低所得、低資産の高齢者を対象に、空き家などを活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援、さらには、これらの取組みを広域的に行うための仕組みづくりについて、研究、検討していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
研究・検討	→	→	

2. 住宅環境の整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けることができるよう、心身機能の低下や障害の程度に応じた住宅のバリアフリー化を推進するために、住宅の改修などに関する費用助成、資金の貸付などの各種支援を図っていきます。

(1) 高齢者の住宅改修への支援

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、また要支援・要介護状態になっても、在宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化や増改築などの改修工事に対して、かかる資金の助成や貸付を行います。

資金助成については、今後も事前申請や現地確認などにより、給付の適正化に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) 福祉用具・住宅改修への支援

ケアマネジャー（介護支援専門員）*のいない要介護高齢者などが、適切に福祉用具の購入や住宅改修が利用できるように相談、支援を行います。また、必要に応じて、住宅改修の実施に際して、ケアマネジャー（介護支援専門員）が理由書を作成した場合に、その費用を助成します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

第6節 防災・防犯・交通安全事業

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓とし、大規模災害発生時に心身機能が低下している高齢者などを守るため、家庭や地域における防災対策を推進するとともに、地域の防犯体制の向上と防犯対策の強化を図るため、行政、市民、地域活動団体及び関係機関などの理解と協力を得ながら、地域性を考慮しつつ地域ぐるみの取組みとして展開できるよう努めます。

1. 防災対策の推進

ひとり暮らし高齢者や要介護度が重い人（要介護 3～5）など、いわゆる災害時要援護者*をはじめとした高齢者は、自力避難が困難であったり、避難所生活で健康を崩しやすくなる場合があるため、支援体制を整備し、安全、安心対策の充実を図ります。

(1) 避難行動要支援者*などの避難支援体制の整備

災害が発生したとき、又はその恐れがあるときに何らかの支援が必要な人に対して、避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための仕組みづくりを地域の皆さんとともに進めています。

災害が発生したときに、自力で避難することが困難で支援を必要とする人が事前に情報を市に登録して、登録情報を市、町会・自治会及び民生委員・児童委員など地域の皆さんと共有し、災害時の安否確認や避難誘導、平常時の防災訓練などに役立てます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) 家具転倒防止器具*などの設置支援

地震による家具の転倒などの被害から高齢者などの身体を守り、安心した在宅生活を送ることができるよう、家具転倒防止器具などの設置について、引き続き市民への啓発活動を行うとともに、購入や取付費用の助成を行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

2. 防犯対策の推進

市民、行政及び各種団体との連携、協働により、安全で安心して暮すことができるまちづくりを進めるため、地域の防犯対策の強化を図るとともに、町会・自治会など自主防犯活動の支援を行います。

(1) 松戸市警防ネットワークの推進

市、地域の代表者、地域、防犯協力団体及び警察などの連携により、犯罪が起きにくい地域環境をつくり、犯罪ゼロのまちづくりの実現を目指します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) まつど安全・安心シルバーネットワークの支援

高齢化が年々進む中、高齢者をめぐる犯罪情勢や交通事故情勢などが悪化していることから、市、警察、高齢者関係団体及び防災・交通安全などにかかる団体を対象に「シルバフェスタ」（警察主催事業）を開催し、一人ひとりの防犯、防災及び交通安全意識を高めることを支援します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(3) 自主防犯活動への支援

青色回転灯装着車両（青パト）による自主防犯パトロールで使用した燃料費及び自主防犯活動で用いる詰め所などの家賃を補助し、安全で安心なまちづくりのために、地域で行われている自主防犯活動を支援します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(4) 防犯活動用品の貸出し

市内各地域において安全、安心に対する意識が高まり、防犯団体や町会・自治会及びボランティアなどが一体となった防犯活動が積極的に行われており、この犯罪抑止に向けた活動を支援するため、引き続き防犯活動用品の貸出しを行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(5) 街頭防犯ネットワークカメラの設置促進

犯罪を未然に防ぎ、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民、関係団体及び企業などにご協力をいただき、市民参加型街頭防犯ネットワークカメラの設置を促進

します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

3. 交通安全教育の推進

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して快適に暮らすことができるよう、参加・体験・実践型の交通安全指導など、高齢者が交通事故に遭わない、交通事故を起こさないための取組みを行い、交通安全教育を推進します。

(1) 交通安全意識の啓発

老人クラブや老人福祉センターなどの行事や高齢者の各種集会などでの交通安全教室などを通じて、夜間における歩行者及び自転車利用者などの交通事故防止に効果的な視認性の高い服装及び反射材についての理解、利用促進など、高齢者自らが安全な行動を実践できるような交通安全意識の啓発に努めます。また、地域福祉団体、町会・自治会などとの連携により高齢者宅を訪問し、交通危険箇所などの情報を提供するとともに、交通事故に遭わないようにするための交通安全教育も行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) シルバーリーダーの養成

各老人クラブで自主的に交通安全活動ができる十分な知識と技能を習得するための、研修会を開催し、交通安全シルバーリーダーを養成します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

第7節 高齢者にやさしいまちづくり推進事業

高齢者などすべての人が安全に安心して生活し、社会参加ができるよう高齢者などに配慮したまちづくりを総合的に推進します。

1. 人にやさしい安心して暮らすことができるまちづくりの推進

(1) 人にやさしい公共施設整備指針に基づくバリアフリー化

「すべての市民が、好きなときに好きなところへ自由に行動することにより、人や自然と出会い、多様で豊かに人とふれあい、社会参加ができるような、人にやさしいまちづくりをめざす」という、『松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針』の基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう、引き続きバリアフリー化を推進します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) 交通バリアフリー*基本構想に基づく拠点整備

「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、早期に重点整備地区の整備完了を目指すとともに、他の地区についても新たな重点整備地区の指定の必要性やバリアフリーの整備内容に関する検討を行い、バリアフリーのまちづくりを促進します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(3) 公共交通機関のバリアフリー化

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、公共交通機関、公共施設及び建築物などのバリアフリー化が推進され、高齢者や障害者などにやさしいまちづくりが進められています。

本市では、バリアフリーの取組みの中でも特に多くの市民が利用する鉄道駅のエレベーターなどの設置に重点を置き、鉄道事業者に対し、補助金交付などの支援を行い、エレベーターなどの設置を促進しています。

また、路線バスについては、段差が少なく乗り降りがスムーズなノンステップバス*が拡充されるよう、引き続き関係機関と調整を図り、必要な支援を行っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(4) 福祉有償運送の実施

福祉有償運送は、一人でタクシーなどを利用することが困難な要介護・要支援認定者などで移動に支援が必要な会員登録をした人に対し、NPO 法人などの非営利法人が自家用車両を使って、安価で行うドア・ツー・ドアの輸送サービスです。

サービスの実施に際しては、市が設置する福祉有償運送運営協議会による協議が必要となります。

今後も、運営協議会において、福祉有償運送の必要性、安全の確保などを協議し、サービスが適正に実施されるよう努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(5) 人にやさしいまちづくりの啓発

地域包括ケアシステムの構築、すなわち高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるまちづくりのためには、市民全体の思いやりやいたわりの気持ちの醸成が大切です。人にやさしいまちづくりをめざし、福祉教育の推進や広報などを活用した啓発を行っていきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

第8節 介護保険事業

介護保険制度は、平成12年4月の創設から15年が経過し、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。今後も、介護が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援するという介護保険の基本理念に基づき、介護保険サービスの充実と質の確保及び向上に努めます。

1. 介護保険サービスの充実

市民アンケートの結果から推察すると、充実すべき高齢者施策については、若年者、一般高齢者及び在宅介護保険認定者のいずれにおいても、「緊急通報装置」、「配食サービス時の安否確認」及び「軽度生活援助」といった在宅介護サービスの充実を望んでいます。

また、老後に自身が介護を必要とする状態になった場合では、若年者は、「介護保険施設などへ入所」の施設介護志向と「現在の住まい」での在宅介護志向の両方に分かれています。一方、一般高齢者及び在宅介護保険認定者は、「現在の住まい」での在宅介護志向が高い傾向にあります。

逆に、介護を必要とする家族などがおり、その人を介護する立場の場合は、いずれの調査対象においても、「可能な限り在宅」が多い傾向が見られます。

こうした中、在宅介護を促進するための支援事業として「必要なときにいつでも利用できる」や「緊急時に対応してくれる」といった迅速かつ柔軟なサービスが求められていることから、在宅で暮らすことができる期間を延ばすサービスを充実させるとともに、常時介護が必要な場合に対応できる適切な施設やサービスなどを提供できるよう、地域包括ケアシステムの構築に併せ、介護保険サービスの基盤整備に努めます。

(1) 居宅サービスの整備

介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用しながら住み慣れた地域で安心かつ自立して自分らしい日常生活を可能な限り営むことができるように、自宅などでの生活を支援するサービスについて、引き続き充実に努めます。

特に、日中、夜間を通じて定期的な巡回や随時の通報により居宅を訪問してもらうことができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護*、通所を中心としつつ必要に応じて訪問や宿泊もできる小規模多機能型居宅介護*を整備することにより在宅生活の限界点を高めるよう努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—
平成27年度	平成28年度	平成29年度
現行事業継続・拡充	→	→

(2) 施設・居住系サービス*の整備

介護度の重度化などにより在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、居宅サービスとのバランスを図りながら整備が必要な施設、居住サービスの整備を図ります。

また、高齢化率が高まるにつれ、独居高齢者や老老介護などの世帯が増えていることから、施設入所の待機をする高齢者が増加しています。

このため、本計画期間中については、切れ目ない整備計画を実施します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・精査	→	→	

(3) 介護事業主体及び介護事業従事者の確保・養成

利用者ニーズと供給事業所の採算性が一致しない事業にかかる需給バランスの適正化を検討し、介護事業主体の確保に努めます。

介護事業従事者の人材確保、養成及び離職の防止に対する事業者などの積極的な取組みを支援します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
県基金へ申請	→	→	

2. サービスの質の確保及び向上

高齢化率及び認定率の増加に伴い、介護給付費の増大が見込まれるため、介護保険サービスの適正実施を図り、保険料の上昇を抑える必要があります。

介護保険法の理念としては、要介護状態又は要支援状態となってもその尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、また要介護状態などの軽減又は悪化の防止に資するよう、サービスが提供されなければならないとされています。

このことから、ケアマネジメントやサービス供給などの適正化を図るため、居宅介護支援事業者*やサービス供給事業者などへ働きかけ、サービスの質の向上と適正な実施を図るとともに、国民健康保険団体連合会*のシステムの活用などにより過不足サービスの点検を強化します。

また、あわせて市民への周知を行い、適正なサービス利用の意識を高めます。

(1) 介護給付の適正化

① 要介護認定の適正化

公正、適正な要介護認定を行うため、一部の認定調査は、市が自ら実施するほか、現在実施している認定調査員研修、認定審査会委員研修などの充実を図ります。

また、高齢者が増加していることに伴い、要介護認定を受ける人も増えていることから、認定審査会の運営方法について見直しを検討します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

② ケアプラン点検

市内居宅介護事業所に対し、サービスの質の向上を目的にケアプラン点検を行っています。

今後はさらに、運営規準（法令）の遵守、自立支援、要介護状態の軽減又は悪化の防止の観点に即したケアプランが立てられているかなどの点検を行い、個々の利用者に対し、真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービスを改善していきます。

ケアプラン点検を適切に実施するため、専門職などの人材を確保するとともに、点検事業所の抽出についても、国民健康保険団体連合会のシステムの活用などにより、居宅介護支援事業所などとサービス事業所が同一会社である事業所や支給限度額との間差額などを集中して点検するなど、効果的な点検方法を検討していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

③ 住宅改修などの点検、福祉用具購入・貸与の調査

住宅改修及び福祉用具貸与、購入については、理学療法士*による全件チェックを行っていますが、さらに必要に応じて現地調査などを行うことで、不適切なサービスを抑制し、質の高いサービス供給を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

④ 医療情報との突合・縦覧点検

縦覧点検、医療情報との突合については、引き続き国民健康保険団体連合会の審査情報を基に重複請求を点検し、誤った請求を是正します。このほかにも、国民健康保険団体連合会の適正化システムを活用し、効果的な点検ができるよう調査・研究していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

⑤ 介護給付費通知

介護給付費通知は、介護サービスの利用者に 1 年間で利用したサービス実績を送付するものであり、実際に利用したサービスとの整合性を確認していただき、不正請求を防止します。

また、利用者及びその家族に 1 年間のサービス費用の認識を持っていただくとともに、その機会を捉えて介護保険サービスの適正な利用の仕方を周知し、利用者にとって真に必要なサービスを過不足なく受けることができる制度を目指します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(2) 研修会の充実

① 居宅介護支援事業者及びケアマネジャー対象研修会

居宅介護支援事業者向けに介護保険の最新情報や市の事業などの周知を行うほか、介護給付の適正化及び自立支援のためのケアマネジメント研修を行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 28 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
実施	→	→	

② サービス提供事業者対象研修会

各種介護サービス提供事業者向けに介護保険の理念や目的、適正な給付についての研修を行い、本来の自立支援のためのサービス提供を促すとともに、サービスの質の確保、向上に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
実施の検討	→	→	

③ 自主的研修会

松戸市介護支援専門員協議会などの介護保険関係団体が行う自主的な研修会を支援し、自己研鑽を促し、サービス事業者としての質を高め、介護保険事業の適正な実施に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(3) 事業者の監督、指導及び指定

地域密着型サービス事業者の監督、指導については、引き続き集団指導や実地指導を計画的に実施するとともに、人員、設備及び運営基準などに関し、必要に応じて実地指導、監査を実施することにより、サービスの質の確保、向上を目指し、給付の適正化を図ります。

また、サービス事業者の指定にあたっては、国の基準の遵守は勿論のこと、地域との連携、従事者の育成、指導などのサービスの質及び事業所の経営状況など、法人の健全性の視点も重視していきます。

① 集団指導

事業所の指定事務の説明、介護保険法の趣旨、目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求にかかる過誤、不正防止の観点から適正な請求指導など、適正な制度運営を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

② 実地指導

i. 運営指導

高齢者虐待防止、身体拘束禁止などの観点から、虐待や身体拘束の行為についての理解の促進、防止のための取組みの促進についての指導を行います。

ii. 介護報酬請求指導

介護報酬の各種加算などについて、報酬基準などに基づく体制は確保されているか、個別ケアプランに基づくサービス提供がされているかなど、介護報酬請求の不適正な取扱いについては是正指導を行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(4) 県との連携

県指定の事業者に対する苦情、通報などについては、県の介護保険担当部署などと

の連携、協力を図りながら、事業者の立入り調査、監査などを含めた適切な指導を行い、サービスの質の確保に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(5) 苦情への対応

サービス利用者やその家族からの相談や苦情があった場合は、介護保険事業者に対し、その内容に応じて指導、助言を行い、苦情内容の改善を図り、さらなるサービスの質の向上に努めます。

状況によっては、指定権者（県）と連携して指導を行ったり、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携して対応するほか、国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口を紹介するなど、適切かつ迅速に対応します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(6) 介護相談員の派遣

介護相談員が介護保険施設などの事業所を訪問し、サービス利用者の相談に応じることで、利用者の疑問、不満や不安の解消を図るとともに、事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

今後も、全事業所への派遣を目指すとともに、引き続き介護相談員と派遣先事業所との連携に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

(7) 市民に対する介護保険制度の周知・啓発

介護給付の適正化を進めるためには、サービス供給側の適正なケアマネジメントによるサービス供給が必須ですが、利用者側においても自立支援から外れた過剰なサービス供給を求めたり、介護が必要でない状況でも、認定申請を出したりする場合があります。

このため、パートナー（出前）講座や広報紙などで介護保険の理念や適正な利用方法を周知し、必要な人が必要なサービスを受けるように促します。

また、介護保険証や介護給付費通知の発送時に、介護保険の適正利用についての説明文

を同封し、又は広報紙の特集号を発行するなどの情報提供をすることにより、過剰なサービスや不適切なサービス供給が行われることがないように利用者側の意識改革を行い、増え続ける給付費及び保険料の抑制を図ります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

3. 費用負担の公平化

低所得者の経済的負担の軽減を図るため、介護保険料の減免や利用料の軽減などを実施します。

(1) 保険料収納率の向上

介護保険料は、介護保険制度を運営するための貴重な財源であり、納付が遅れますと、介護保険制度の健全な運営に支障をきたす恐れがあります。

今後も、高齢者に介護保険制度の趣旨などについて理解が得られるようにわかりやすく説明し、きめ細やかな対応を心掛けます。

また、介護保険料の滞納者の対応には、生活状況や家族状況などを確認し、納付指導などの対応をします。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行法令どおり	→	→	

(2) 介護保険料の減免

低所得者の経済的負担の軽減、また地震による災害などの特別な事情による保険料納付困難者に対して、介護保険料の減免制度を引き続き実施します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行法令どおり	→	→	

(3) サービス利用料の軽減

利用料の軽減を図るために、社会福祉法人減免制度*の活用を促進し、現在実施していない社会福祉法人に事業の実施を働きかけていきます。

また、住宅改修、福祉用具購入における受領委任払いを引き続き実施するとともに、地震や火災などにより特別な事情がある人については、サービス利用料を減免します。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行法令どおり	→	→	

(4) サービス利用負担の公平化

① 一定以上の所得のある利用者の自己負担割合の引上げ

一定以上の所得のある利用者の自己負担割合は、平成 27 年 8 月から 2 割になります。

この自己負担割合は、第 1 号被保険者個人の所得金額に基づく判定と世帯収入に基づく判定の 2 段階で決定します。

ただし、自己負担額には、月額上限が定められているため、上限額を超えた利用者には、高額介護サービス費が給付されます。

なお、現役並み所得相当の利用者は、月額上限も引き上げとなります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 27 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
8 月 1 日施行	→	→	

② 低所得の施設利用者の食費、居住費補てん「補足給付」追加要件

預貯金が単身 1,000 万円以上、夫婦 2,000 万円以上の場合は、平成 27 年 8 月から補足給付が受けられなくなります。

なお、住民票の世帯分離をした場合でも、配偶者が課税されている場合は、補足給付が受けられません。

また、非課税年金（遺族年金、障害年金）は、給付額の決定にあたり、収入として勘案されるようになります。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 27 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
8 月 1 日施行	→	→	

第9節 施設整備事業

介護保険サービスや保健福祉サービスを安定的に供給していくため、及び在宅サービスを補完して限界点の向上を図るため、サービス提供施設などの基盤整備を計画的に推進していきます。

1. 介護保険関連施設などの整備

(1) 施設サービス関連施設の整備

在宅で日常生活を営むことが難しくなった時に、要介護高齢者が適切な施設を選択し、利用することができるよう、施設サービスの提供体制の確保に努めます。

なお、「介護療養型医療施設」については、介護老人保健施設や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）といった介護施設などへの転換が平成 29 年度末まで期限延長されているところですが、事業者の転換方針が未定であることから、他の施設への転換は見込んでいません。

介護保険制度改正に伴う実施期限		—	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現状維持	→	→	

(2) 地域密着型サービスの整備

要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して生活続けられるように、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などの各種在宅サービスを中心に整備するとともに、認知症高齢者の人が家庭的で落ち着いた環境のもとで共同生活をする認知症対応型共同生活（グループホーム）などの施設についても、需要と日常生活圏域のバランス、施設サービスと在宅サービスのバランスを考慮しながら、基盤の整備に努めます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 27 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(3) 養護老人ホーム*とケアハウス*の整備

施設の老朽化などから廃止を含め検討、研究を進めてきた養護老人ホーム「松風荘」については、平成 24 年 3 月末日をもって施設を閉鎖しました。今後は、社会福祉法人が建設し、運営する新たな養護老人ホームが平成 27 年 4 月に開設予定です。

また、ケアハウスについては、現在、市内に 5 か所ありますが、高齢者対象の施設の多様化により、需要に対してほぼ供給を満たしていると思われることから、本計画では、新たな整備は見込まず、現状を維持していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 27 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現状維持	→	→	

第10節 情報整備事業

従来の情報提供手段の充実に併せ、高齢者や介護従事者がいつでもどこでも必要とするサービス情報を得ることができるような体制づくりに取り組みます。

1. 情報提供の拡充

平成27年4月施行の介護保険制度改正は、平成12年度の創設以来の大きな改正であるため、変更点や疑問点をまとめたガイドブック、ながいき手帳、生活カタログ及び広報まつどなどにより、今後も情報提供に努めていきます。

また、各種情報をより広く周知できるようにホームページにも掲載するとともに「パートナー（出前）講座」などにより、地域住民などを対象に説明会を随時実施します。

また、事業者には、県及び厚生労働省が運営している「介護サービス情報公表システム」への登録を促していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成27年度	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
現行事業継続・拡充	→	→	

第11節 計画の評価・推進事業

本計画の進行管理については、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の進捗状況の点検、分析及び評価を行い、これを松戸市高齢者保健福祉推進会議及び介護保険運営協議会へ定期的に報告することにより、計画全体の進行管理を行っていきます。

1. 附属機関による推進・評価

(1) 高齢者保健福祉推進会議の運営

高齢者保健福祉推進会議は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に推進、策定することを主な事業内容として設置してきました。

今後は、保健、医療、福祉関係者及び市民代表などの委員の任期を両計画期間と同様の3年間とし、これまで以上に両計画の進捗状況の点検、分析及び評価を行い、計画全体の進行管理を行っていきます。

また、必要に応じて部会を設置し、より具体的なテーマについて、調査、研究していきます。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 27 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	

(2) 介護保険運営協議会による評価

介護保険運営協議会は、被保険者の代表、学識経験者、保健・医療関係者及び介護・福祉関係者など幅広い関係者を委員として設置し、介護保険事業に関する調査、審議、地域密着サービス指定に関する承認及び地域包括支援センターの設置などに関する事項の審議、事業の評価などを行います。

介護保険制度改正に伴う実施期限		平成 27 年度	
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現行事業継続	→	→	